

(と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができない場合)

第四条 法第十三条第一項第四号の規定により、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつすることができず、次に掲げる場合とする。

一 災害その他の事故により、と畜場が滅失し、又はその設備がき損し、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合

二 離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であつて、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けて獣畜をとさつする場合

(と畜場外への持出しの禁止の特例)
第五条 法第十四条第三項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

一 法第十四条第三項第二号の厚生労働省令で定める疾病の有無についての同項本文に規定する検査(次号及び第三号において「解体後検査」という。)を行う場合において、都道府県知事の許可を得て皮革の原料として牛皮を持ち出すとき。

二 解体後検査を行う場合において、都道府県知事の許可を得て牛の改良増殖(学術研究の用に供する場合を含む。)の目的のために牛の卵巣を持ち出すとき。

三 解体後検査を行う場合において、都道府県知事の許可を得て獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮(以下この号から第五号までにおいて「獣畜の肉等」という。)の所有者又は管理者が焼却するために獣畜の肉等の全部又は一部を持ち出すとき。

四 食品衛生監視員が食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十八条第一項の規定により獣畜の肉等の一部を収去するとき。

五 家畜防疫官又は家畜防疫員が家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十一条第一項の規定により獣畜の肉等の一部を採取し、又は集取して持ち出すとき。

2 前項第一号から第三号までの許可の基準については、厚生労働省令で定める。
3 第一項第一号から第三号までの許可には、公衆衛生上必要な限度において条件を付することができる。

(都道府県知事及び厚生労働大臣によると畜検査)
第六条 法第十四条第五項の政令で定める疾病は、伝達性海綿状脳症のうち牛、めん羊及び山羊に係るものとする。

2 都道府県知事が法第十四条第五項の規定により行う事務は、次のとおりとする。

一 前項に規定する疾病の有無についての法第十四条第一項及び第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査

二 前項に規定する疾病のうち厚生労働省令で定めるものの有無についての法第十四条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)のうち、確認検査(疾病にかかつていることを確認するために高度な方法により行う検査をいう。以下同じ。)を実施する必要があるものを発見するために簡易な方法により行う検査

3 厚生労働大臣が法第十四条第五項の規定により行う事務は、第一項に規定する疾病の有無についての法第十四条第三項の規定による検査(前項第二号の厚生労働省令で定める疾病の有無についての検査にあつては、確認検査に限る。)とする。

4 前二項の規定にかかわらず、確認検査(当該確認検査の結果の判断に係る部分を除く。以下この項において同じ。)を適確に実施するに足る技術的能力を有する、と厚生労働大臣が認める都道府県においては、前項の規定により厚生労働大臣が行うこととされてい確認検査を都道府県知事が行うことができる。

(検査の申請)
第七条 法第十四条の規定による検査を受けようとする者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。(検査の方法)

第八条 法第十四条の規定による検査は、望診、検温、触診、解剖検査、顕微鏡検査その他の必要な方法により行うものとする。

2 前項の検査の事務に従事する者は、清潔な器具を用い、必要に応じ、手指、器具等の洗浄又は消毒を行い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。(検印)

第九条 都道府県知事は、法第十四条第三項の規定による検査を行ったとき(同条第五項の規定

により都道府県知事及び厚生労働大臣が検査を行ったときを含む。)は、厚生労働省令で定めるところにより、検査に合格した肉、内臓及び皮に検印を押さなければならない。

(と畜検査員の資格)
第十条 法第十九条第一項に規定すると畜検査員は、獣医師でなければならない。

附則 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 屠畜取締の費用負担に関する件の廃止(屠畜取締の費用負担に関する件(明治三十九年勅令第百七十二号)は、廃止する。
附則 (昭和四五年六月一〇日政令第一七六号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四六年六月一七日政令第一八八号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。
附則 (昭和五九年三月二六日政令第三二二号) 抄
この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正前のと畜場法施行令(以下「旧令」という。)第一条に規定する構造設備の基準に適合している一般と畜場であつて、その所在地が保健所を設置する市にあるものについては、昭和六十年三月三十一日までは、改正後のと畜場法施行令(以下「新令」という。)第一条の規定は、適用しない。この場合において、旧令第一条の規定は、なおその効力を有する。

3 この政令の施行前に旧令第三条第二号の規定により都道府県知事がした許可(当該許可に係る場所が保健所を設置する市にある場合に限る。)は、新令第三条第二号の規定により保健所を設置する市の長がした許可とみなす。
附則 (昭和六〇年七月二二日政令第二二五号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成九年一月二二日政令第三二六号)
(施行期日)
1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条第四号及び第二条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この政令の施行の際現に改正前の第一条に規定する構造設備の基準に適合している一般と畜場であつて、牛又は馬のとさつ又は解体を行うものについては平成十二年三月三十一日まで、豚、めん羊又は山羊のとさつ又は解体を行うものについては平成十四年三月三十一日まで、改正後の第一条の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第一条の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附則 (平成一五年五月三〇日政令第三三七号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一五年八月一日政令第三五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十七日)から施行する。
附則 (平成一五年二月一〇日政令第三五〇五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十七日)から施行する。

附則 (昭和四五年六月一〇日政令第一七六号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四六年六月一七日政令第一八八号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。
附則 (昭和五九年三月二六日政令第三二二号) 抄
この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 屠畜取締の費用負担に関する件の廃止(屠畜取締の費用負担に関する件(明治三十九年勅令第百七十二号)は、廃止する。
附則 (昭和四五年六月一〇日政令第一七六号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四六年六月一七日政令第一八八号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。
附則 (昭和五九年三月二六日政令第三二二号) 抄
この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正前のと畜場法施行令(以下「旧令」という。)第一条に規定する構造設備の基準に適合している一般と畜場であつて、その所在地が保健所を設置する市にあるものについては、昭和六十年三月三十一日までは、改正後のと畜場法施行令(以下「新令」という。)第一条の規定は、適用しない。この場合において、旧令第一条の規定は、なおその効力を有する。

3 この政令の施行前に旧令第三条第二号の規定により都道府県知事がした許可(当該許可に係る場所が保健所を設置する市にある場合に限る。)は、新令第三条第二号の規定により保健所を設置する市の長がした許可とみなす。
附則 (昭和六〇年七月二二日政令第二二五号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成九年一月二二日政令第三二六号)
(施行期日)
1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条第四号及び第二条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この政令の施行の際現に改正前の第一条に規定する構造設備の基準に適合している一般と畜場であつて、牛又は馬のとさつ又は解体を行うものについては平成十二年三月三十一日まで、豚、めん羊又は山羊のとさつ又は解体を行うものについては平成十四年三月三十一日まで、改正後の第一条の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第一条の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附則 (平成一五年五月三〇日政令第三三七号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一五年八月一日政令第三五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十七日)から施行する。
附則 (平成一五年二月一〇日政令第三五〇五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十七日)から施行する。

附則 (昭和六〇年七月二二日政令第二二五号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成九年一月二二日政令第三二六号)
(施行期日)
1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条第四号及び第二条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)
1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条第四号及び第二条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。